

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会賛助会員に関する規程

(目 的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員に関する事項は、本規程による。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、次の各号の一つに該当し、理事会で承認した者とする。

- (1) 本協会の目的、事業に賛同する団体（山岳団体を除く）又は個人
- (2) 本協会定款第28条に規定する参与

(会費の納入)

第3条 賛助会員は、本協会会員規程第5条を遵守しなければならない。

(入 会)

第4条 賛助会員として入会しようとする個人は、原則として入会申請書及び履歴書・住民票又は身分を証明する書類を提出しなければならない。ただし、会長が特に必要ないと認めた場合は、証明書類の一部又は全部を省略することができる。

2 賛助会員として入会しようとする団体は、代表者名により入会申請書及び団体履歴書を本協会会長に提出しなければならない。

(退 会)

第5条 賛助会員が退会しようとするときは、退会届を本協会会長に提出しなければならない。

(処 遇)

第6条 本協会は、賛助会員のうち団体会員について次の通り処遇する。

- (1) 本協会機関誌『登山月報』を毎月及び『賛助会員名簿』を発行の都度それぞれ送付する
- (2) 前第1号に規定する機関誌等の購入代金は、会費に含まれるものとする
- (3) 毎年数回『登山月報』誌上において紹介し、全国に広く普及を図る

第7条 本協会は、賛助会員のうち個人会員について次の通り処遇する。

- (1) 本協会機関誌『登山月報』を毎月及び『賛助会員名簿』を発行の都度それぞれ送付する
- (2) 前第1号に規定する機関誌等の購入代金は、会費に含まれるものとする
- (3) 入会した時に『登山月報』誌上に氏名を発表する
- (4) 毎年全国参与会を開催し、意見を伺う

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経ておこなうものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

平成29年3月4日 一部改定（平成29年4月1日から施行する。）